# 介護予防支援・第１号介護予防支援事業重要事項説明書

（令和 8 年　4 月　16 日現在）

東砂長寿サポートセンターが提供する介護予防支援又は第１号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という）について、利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

１　東砂長寿サポートセンター（以下「センター」という）の概要

（１）事業所名、所在地、電話番号、介護保険指定番号及び担当地域

| | |
|---|---|
| 事業所名 | 東砂長寿サポートセンター |
| 所在地 | 東京都江東区東砂４－１６－１２ |
| 電話番号 | ０３－５８５７－８２４３ |
| 介護保険指定番号 | １３００８０００６５ |
| 担当地域 | 東砂３丁目～７丁目委託 |

（２）職員体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 管理者 | | １名（兼務） | 名 | １名 |
| 介護予防支援等担当者 | 保健師等 | 2 名 | 名 | 2 名 |
| | 主任介護支援専門員 | 1 名 | 名 | 1 名 |
| | 社会福祉士 | 1 名 | 1 名 | 2 名 |
| | 介護支援専門員 | 1 名 | 名 | 1 名 |

（３）営業時間

| | |
|---|---|
| 月曜日～金曜日 | 午前９時～午後６時 |
| 土曜日 | 午前９時～午後３時 |

＊　日曜日、祝日及び１２月２９日～１月３日は、休業日

（４）事業目的

センターは、介護保険法令等に従い、当該担当地域内に居住する利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために

必要な指定介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画又は介護予防支援計画（以下「サービス計画」と言います。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者及び関係機関等との連携調整その他の便宜を図ります。

2　運営方針

（1）センターは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

（2）センターは、介護予防支援等の提供に当たって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

（3）センターは、事業の運営に当たって、江東区、地域の保健・医療・福祉サービス及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携に努めます。

3　介護予防支援等の提供方法、内容

（1）利用者の相談は、センター内及び利用者の自宅、その他必要と認められる場所において行います。

（2）センターは、サービス計画作成の担当者を決定し文書にてお知らせし、下記に定める各号を担当させます。

①　介護予防支援等の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に介護予防支援等の主旨及び指定介護予防サービス等の提供方法等を理解しやすいように説明します。

②　サービス計画の作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、地域の指定介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。利用者は複数の事業者を紹介することを求めることが出来、計画原案に位置付けた事業者の選定理由の説明を求めることが出来ます。

③　サービス計画の作成に当たり、利用者及びその家族の意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。

④　利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活、（専門的な観点からの目標と具体策、）利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、（その目標を達成するための支援の留意点、）利用者及び地域包括支援センター等が目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載したサービス計画の原

案を作成します。

⑤　サービス計画原案を作成後、利用者の情報を各介護予防サービス担当者等で共有するとともに、利用者の抱える課題、目標、支援方針について、利用者や家族、主治医、サービス提供担当者等関係者からなるサービス担当者会議を開催し、専門的な見地から意見を求め協議します。

⑥　利用者に対し、前号のサービス計画原案の内容について説明し、利用者から文書による同意を得ます。この同意を得て、確定されたサービス計画書の写しを利用者及び各サービス担当者等へ交付します。

⑦　サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連携調整、その他の便宜を提供します。

なお、利用者がサービス変更を希望した場合、又はセンターがサービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者とセンター双方の合意をもってサービス計画を変更します。

⑧　前号の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防事業者との連絡を継続的に行います。特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月（サービス計画が変更された場合を含みます。以下同じ。）及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して３月に１回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。また、該当しない月においても介護予防サービス等への訪問や利用者への電話等によりサービス計画の実施状況等について確認します。

⑨　サービス計画に位置付けられたサービスの期間終了月には、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してサービス計画の目標達成状況等について評価を行います。

⑩　センターは、サービス計画作成後、その提供された内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会又は江東区に提出します。

⑪　センターは、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後５年間保管します。

4　サービス計画の作成等の委託について

センターは、サービス計画の作成事務、利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業所に委託することがあります。この場合は、委託先の事業者名及び担当者の氏名を文書にてお知らせします。

なお、委託する場合においても、センターで実施状況及びサービス計画の確認を行うため、介護予防支援等の実施概要に変わりはありません。

5　利用料金

事業者が提供する介護予防支援に対する料金規定は【重要事項説明書別紙】のとおりです。

6　介護予防支援等の契約の終了

（1）利用者は、センターに対して、文書又は口頭で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

（2）センターは、利用者又はその家族がセンター又は担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行いその状況の改善が見込めないときは、この契約を解除することができます。

（3）次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①　利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要介護と認定されるなど介護予防支援等の対象者でなくなった場合

②　利用者が本事業の対象者に該当しなくなった場合

③　利用者の住所地がセンターの担当区域外に変更になった場合

④　利用者が死亡した場合

7　秘密の保持

（1）担当職員その他の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、センターは、担当職員その他の従事者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密が漏れないよう必要な措置を講じます。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（2）センターは、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス事業者等との連絡調整やサービス担当者会議等にて、利用者の個人情報を用いません。

8　事故発生時の対応と賠償責任

（1）センターは、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに江東区及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、この状況及び対処について記録します。

（2）センターは、利用者に対する介護予防支援等の実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、センターの故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

9　　身分証携行義務

担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

１０　介護予防支援等に関する苦情対応

センターは、利用者からの介護予防支援等に関する苦情に迅速かつ適切に対応します。又、東京都国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行います。

①センター苦情相談担当
東砂長寿サポートセンター管理者　　電話番号　０３－５８５７－８２４３
②江東区介護保険課在宅支援係
介護サービス利用相談窓口　　電話番号　０３－３６４７－４３１９

③東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口
電話番号　０３－６２３８－０１７７

１１　虐待の防止

センターは、高齢者に対する身体的・心理的・性的虐待、介護放棄、経済的搾取などいかなる虐待行為も防止し、早期発見・早期対応に努めます。
虐待の疑いがある場合には、利用者の安全確保を最優先とし、関係機関と連携し適切に対応します。利用者や家族からの相談は、秘密を守り迅速に対応します。

１２　第三者評価の実施状況

当地域包括支援センターにおける第三者評価の実施状況は、以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 第三者評価の実施有無 | □　実施している　☑　実施していない |
| 直近の実施年月日 | （実施している場合に記載） |
| 評価実施機関名 | （実施している場合に記載） |

※第三者評価を実施していない場合でもあっても、当センターは、関係法令を遵守し利用者の尊厳の保持および自立支援を基本として、介護予防支援等の質の向上に努めます。

１３　入院時における連絡および情報提供について

利用者が医療機関に入院された場合、医療機関と地域包括支援センターとの円滑な連携を図るため、利用者またはご家族には、入院先医療機関に対し、当センターの介護予防支援担当職員の氏名および連絡先をお伝えいただくようお願いいたします。

１４　業務継続計画について

センターは、感染症、風水害、地震等の非常災害発生時においても、利用者に必要サービスを継続的かつ安定的に提供し、早期の業務再開を図るため、業務継続計画(BCP)及び業務改善計画を策定します。当該計画に基づき、必要な体制整備、職員への周知、研修及び訓練を実施するとともに、対応状況を検証し、課題の整理及び業務改善を行い、計画の見直し及び変更を継続的に行います。

１５　感染症対策について

センターは、事業所において感染症が発生又はまん延しないよう、適切な衛生管理及び感染症対策を講じます。そのため、感染症の予防及びまん延防止に関する対策を検討する委員会を、おおむね６か月に１回以上開催し、その結果を職員へ周知徹底します。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、職員に対し、感染症対策に関する研修及び訓練を定期的に実施します。

年　　月　　日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

地域包括支援センター

所在地　東京都江東区東砂４－１６－１２

名　称　東砂長寿サポートセンター　　印

説明者氏名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住　所

氏　名　　印

家　族　　住　所

氏　名　　印

続柄